保健福祉だより

5月

◎事業日程

日	曜	事業名	対象	会場
7	火	定例健康相談会 午後1時30分から	一般住民	保健福祉センター
8	水	機能訓練 （後遺症者の集い）	脳卒中及びその他後遺症者	保健福祉センター
15	水	胃がん検診 ・対象者は、40歳以上の一般住民 ・ただし、39歳以下でも希望者は受診できます ・受付　午前7時30分から	曲通多目的共同利用施設 保健福祉センター	
16	木		大別当集落センター 保健福祉センター	
17	金		西公民館 保健福祉センター	
18	土	乳がん・子宮がん検診 受付　午前8時から9時	30歳以上の女性の方	
22	水	機能訓練 （後遺症者の集い）	脳卒中及びその他後遺症者	保健福祉センター
		乳がん検診 午後6時30分から	30歳以上の女性の方	
28	火	1歳6ヵ月児健診 午後1時30分から	H12年10月1日から H13年1月31日生まれ	

取り締まり日　17日(金)、31日(金)

年金コーナー

4月から口座振替が一層便利になりました

今年の4月から、国民年金制度が一部変わったことにより、益々便利になりました。

今までは月潟村と契約している金融機関しか引き落しできませんでしたが、全国どこでも希望される金融機関での取り扱いが可能となりました。

お申し込みは、直接金融機関窓口へお願いします。

その際、通帳と印鑑、年金手帳をお忘れなく！

ご不明な点のおたずねは、役場住民課住民係まで。

平成13年度国民年金保険料の納め忘れはありませんか？

現在お手持ちの平成13年度国民年金保険料納付書は4月30日(火)で使えなくなり、役場窓口でのお取り扱いもできなくなります。

納め忘れがある方は、早めに納めましょう。

なお、納付書を紛失された場合は、役場窓口で再発行いたしますので、お気軽にご相談下さい。

学生納付特例制度をご存じですか？

国民年金は、職業や収入に関係なく、日本に住んでいる20才から60才までの全ての方が加入することになっています。

もちろん学生さんも例外ではありません。

そんなときは「学生納付特例制度」をご利用下さい。

この制度の承認を受けた場合、在学期間の保険料を後払いすれば、年金を受けるとき減額されるばかりか、承認期間中に障害や死亡といった不慮の事態に対する補償も受けることができます。

また、承認期間の保険料を追納しない場合でも、年金額は減額されますが、受給するために必要な期間としては算入されます。

なお、今回の制度改正にともない、学生納付特例の対象者も変更になりました。

今まで対象から除かれていた夜間部、定時制課程及び通信制課程の学生さんも、前年所得が68万円以下の場合、承認されることになりました。

クローバー教室 参加者募集

暖かい気候になって来ました。家にばかり閉じ込まらず保健福祉センターで月2回ちぎり絵、組みひもの手工芸訓練を行ってみませんか。

送迎用バスを運行しておりますので、仲間作りの為に参加ください。

○問い合わせ
住民課保健福祉係

かあちゃんの料理

『白菜のキムチ漬け』

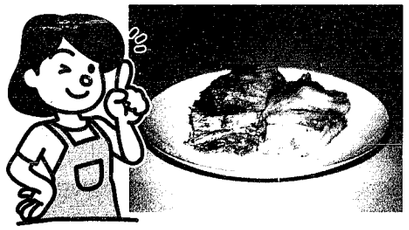

材料

白菜	大3ケ	長ねぎ	1本
A 根ショウガ	70g	とうがらし(粉)	100g
A りんご	大2個	味の素	30g
A なし	2個	アミ(つくだに)	120g
A ニンニク	200g	白いりゴマ	45g
B 大根	1本	砂糖	少々
B ニンジン	1本	イカの塩辛	200g
ニラ	1ワ	塩(塩もみ用)	少々

〔作り方〕

①白菜を4～6切したものを、塩水（4%）に2～3日漬ける。
②Aはミキサーにかけ、Bは千切りしてから塩もみしてよくしぼる。ニラは5cm位に切り、長ねぎはみじん切りする。
③白菜と塩以外の上記材料を一つにまとめ、かき混ぜてキムチの素をつくる。
④白菜の葉と葉の間に（一枚、一枚）キムチを素を塗り重しをする。

※柿を入れるとより一層おいしくいただけます。
●このレシピは 釣寄新　小山フミ子さん より教えていただきました。

●5月休日救急在宅当番医●

［外科系］（午前9時～午後6時）

3日	巻町	飯塚外科内科医院 ☎0256-72-1151
4日	巻町	桑原医院 ☎0256-72-2221
5日	岩室村	金子外科整形外科医院 ☎0256-82-4786
6日	分水町	榊原医院 ☎0256-97-5111
12日	巻町	しまがきクリニック ☎0256-73-1312
19日	吉田町	県立吉田病院 ☎0256-92-5111
26日	西川町	高橋整形外科クリニック ☎0256-70-4020

※内科・歯科は、休日夜間急患センターへ ☎0256－72－5499

シルバー人材センター 入会説明会

シルバー人材センターでは、健康で働く意欲のある概ね60歳以上の方を募集しています。

仕事を通して働く喜びと生きがいをみつけませんか。

興味をお持ちの方は、是非、入会説明会にご参加ください。

○とき　4月25日(木)
午後1時30分～

○ところ　白根市産業厚生会館（1F大会議室）

○問い合わせ先　白根地域シルバー人材センター
☎3731－2154

平成14年4月からの保育料をお知らせします

平成14年度保育料は、左の表のとおりとなりました。

階層区分、定義、微収金額とも昨年度と変わりありません。

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分			徴収金額（月額）円		
階層区分	定義		0歳児	3歳未満児	3歳以上児
第1	生活保護法による被保護世帯		0	0	0
第2	第1階層及び第4階層から、第7階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	8,000（4,000）	7,000（3,500）	5,000（2,500）
第3		市町村民税課税世帯	18,200（9,100）	17,200（8,600）	14,300（7,150）
第4	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	64,000円未満	29,200（14,600）	28,200（14,100）	25,600（12,800）
第5		64,000円以上160,000円未満	36,900（18,450）	34,900（17,450）	29,100（14,550）
第6		160,000円以上408,000円未満	38,700（19,350）	36,700（18,350）	29,100（14,550）
第7		408,000円以上	39,200（19,600）	37,200（18,600）	29,100（14,550）

※注　（　）内の金額は、同一世帯から2人以上の児童が入園している場合に、半額となる児童1人分の保育料です。